

第四十八回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録 第 八 号

昭和四十年二月十九日(金曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君

理事 田川 誠一君

理事 川村 繼義君

理事 安井 吉典君

大石 八治君

登坂重次郎君

山崎 巖君

阪上安太郎君

門司 亮君

出席國務大臣

自治大臣 吉武 恵市君

出席府政委員

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 佐久 間寛君

自治事務官 佐久 間寛君

委員外の出席者

専門員 越村安太郎君

二月十九日

理事渡海元三郎君一月二十五日委員辞任につき、その補欠として久保田円次君が理事に当選した。

二月十八日

地方交付税の税率引き上げに関する請願(岡田春夫君紹介)(第七〇四号)

同外四件(永山忠則君紹介)(第七〇五号)

同(西村英一君紹介)(第七〇六号)

同(山内広君紹介)(第七〇七号)

同(片島港君紹介)(第七六二号)

同外二件(二階堂進君紹介)(第七六三三三三)

第一類第二号

地方行政委員会議録第八号

昭和四十年二月十九日

同外一件(足鹿寛君紹介)(第七八四号)

同(岡田春夫君紹介)(第七八五号)

同外八件(増田甲子七君紹介)(第七八六号)

同(松平忠久君紹介)(第七八七号)

同(倉石忠雄君紹介)(第七八八号)

同(伊東隆治君紹介)(第七八九号)

同外七件(相川勝六君紹介)(第七九三三三三)

同(赤澤正道君紹介)(第七九三三三三)

同(秋山徳雄君紹介)(第七九三三三三)

特別区自治権確立に関する請願(岡崎英城君外三名紹介)(第七三七七号)

自家用乗用自動車税及び軽自動車税引き上げ反対に関する請願外一件(田中榮一君紹介)(第七五二二二二)

同(井岡大治君紹介)(第二〇四八八号)

消防団員殉職者の遺族補償に関する請願(上村千一郎君紹介)(第九三五五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一号、参議院送付)

〇中馬委員長

これより会議を開きます。

この際理事の補欠選任の件についておはかりいたします。

去る一月二十五日理事渡海元三郎君の委員辞任に伴いまして理事が一名欠員となっております。

この補欠選任につきましては、先例によりまして委員長において指名することにしたといたし存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

〇中馬委員長

御異議なしと認めます。

それでは理事に久保田円次君を指名いたします。

〇中馬委員長

地方行政連絡会議法案を議題とし、質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。門司亮君。

〇門司委員

ごく簡単に少しばかり、大臣が見えておりますので、聞いておきたいと思っております。

最初に、大臣の所信をひとつ伺いたいのですが、そのことは、大臣も御承知というよりも、地方制度調査会がいま開かれておりまして、そのときの大員のごあいさつ並びに今度の地方制度調査会の主たる目的の一つとして、府県合併が審議されていることは御存じのとおりであります。この府県合併について、あるいはこの法案との関連において沿革から申し上げますと、これもまた大臣もよく御承知のように、三十二、三年ごろからの地方制度調査会で、あるいは地方庁といいますが、そういうブロック別の役所をこしらえてやったらどうか、あるいは都制案というふうなものが出てきたり、それから道州制の問題が考えられるというふうな、いろいろな経緯が実はあるわけでありまして、そうして結論としていいますと、むしろそういう過程の中から、いずれにしてもめんどろな問題であるし、不徹底であるから、むしろ府県合併という形でやったらどうかということに、私は大体意向が落ちついたのではないかと考えております。この情勢を察して、政府としては、今度の地方制度調査会に一つの最も大きな柱として諮問されております。したがってこの問題を中心に審議がされております。そこで問題になりますのは、この府県連合というよりも、むしろ府県合併の構想というのは、広域行政という、ことはみんな同じように使っております。

が、構想自身としては、いわゆる直接境を接しておるところと、利害関係のきわめて密接なところが結局合併をするという態度をとらざるを得ない。したがって、これはある程度自然発生的の、住民の意思に基づく合併というのが望ましい、今日の法律のもとでは当然そうなければならぬ。そういう過程が一方で進んでおります際に、この行政連絡会議というものが、区画を九つに分けて、そこで仕事をしたいというところは、この府県合併を審議するといいますが、検討いたしております地方制度調査会に与える影響というものが考えられないかということでございます。私自身も、地方制度調査会の府県合併に對します小委員を仰せつかっておりますが、この場合の府県合併というのは、広域行政というものがもとより中心で考えられることは当然であります。しかしこの行政連絡会議というふうなものが一方にできてくるということになりますと、これは政府の力、法律によってこれをやるのでありますから、住民の意思は何ら反映する余地はございません。しかし府県合併は、少なくとも住民の理解と了解がなければ、将来の運営がうまくいかないとすることは当然でありまして、そこは相対立しておる。この対立しておる法律案を、一方では民意を中心としたという方向で広域行政に對処しようとするのが考えられておる、一方で官制の府県合併にひとしいような連絡協議会というものを進められるということ、私は当初この法律案を出された当時においては、まだ多少この法案に對する行政的の価値、というところは大臣にはなはだ失礼なことばにしようと思っておりますが、行政上のとりえもあつたかと思ひますが、今日の段階では、むしろこの法案は撤回されて、そうして住民の意思に基づく広域行政にいかに対処するかということに検討を進められることのほうが私は願

承認をしない限りにおいてはその事業はできない。あらかじめ議会できめたことをここに持ち出そうとすれば、それについては各都道府県の連絡というものは、こういう場所ではなかなかうまくいくものではないかというところが考えられてまいります。したがって、この法案自身を見ても、私は率直に聞きたいことは、この法案の意味するものは、一体この協議会のイニシアを認めるのはただであるか、どちらであるかということである。どちらにウエイトが置かれて考えられておるのか。そうした国の施策を、広域行政のためから遂行することに重きを置かれておるのか。都道府県や特定市、いわゆる指定市の立場から、広域行政を遂行していくことのためにこういふものが必要なか、どちらにウエイトが置かれておるのか、この法文だけを見たのではわからないのを感じては、私がわからぬというの、むしろ私の感じとしては、国の出先の力のほうが強くなるという感じがする。したがって、国の行政遂行のためにこういう連絡協議会というものができておるのではないかというところが、私は結果としてはそういうことが言えると思う。一体これはどちらにウエイトを置いてやろうとされるのか、その辺がこの法律の中には明確になっておりません。したがって、その辺をひとつ明確に御答弁を願いたいと思います。

○吉武国務大臣 これほどまでも地方の自治体とそれから出先官憲との間の協議会でございまして、どちらにウエイトを置くというものでございませぬ。お互いが連絡をつけて協調していきこう、そうしてそれは結局の目的としては、住民の福祉の向上に資したいということと、ございませぬ。しかし実際の問題としては出先官憲がイニシアをとるということではなくて、むしろ逆に府県のはうにイニシアがかかってくるのじゃないかと思いますが、これはもうどこまでも関係府県と出先官憲との協議会でございませぬ。どちらにどうしようというわけではございませぬ。むしろ地方の府県としては、国のほうにこういふふうなことをし

てもらいたいというふうな要望が相当出てくるだろうと思ひます。この点がつまりお互いに連絡を密にして、そうしてやりやすいようにしていきたい。それじゃもう法律がなくていいじゃないかという議論になるかも知れませんが、どういふ一つの機関をつくってお互いが連絡を保ちたい、こういうことでございませぬ。

○門司委員 どうもその辺がいまの御答弁だけでは私はあまりはっきりいたしません。私はきのうも申し上げたのでありますが、こういう形でプロットを法律で定めてしまふというところは、この会議の持ち方にもよりますが、私は必ずしも円満に広域行政が完全に行なわれるとは考えられませんが、そのことは昨日も申し上げましたが、たとえば新潟県が東北に入っているのはおかしいようにありますが、これは東北開発のときに、おくれないうちに新潟もそこに乗っついていこうというふうなことでなされたというわけを私は聞いておるのではありません。真実かどうかはわかりませんが、そのほかのことは地理的に見てまいるにしてもやはり東北六県よりもこちらのほうが、中部のほうに接触している面のはうが実は多いわけでありまして、県自体の形からいいますと、したがって、新潟県における広域行政をしていこうとすれば東北、青森との関係よりも、むしろ長野やその他の広域行政を考えたほうがいい、地理的にも私は得策であり、また問題が解決しやすいのじゃないかということが考えられる。河川行政から見ても、新潟と富山というものはくっついておるものでありまして、それから長野のほうの関係は河川行政からいきましても考えられる。こういうふうなわれわれが考えてまいりますと、どう考えても、これはあまりにも実際のから離れた行政的のものと考え方から出ておるということをおぼろげに感ぜざるを得ない。そうして大臣のせつかくの御答弁でござい

ますが、主たる目的はやはり国の出先機関が強化されて、国の仕事が円滑にいくようになるはなしな

いか、ということでは先ほども申し上げましたように、国は既定してしまつたものを持つていろいろな議論をするのであります。そうして出先の、たとえばここに書いてありますような地方建設局にいたしましてもあるいは農政局にいたしまして、通産局の出先機関にいたしまして、いずれも本省の既定されたもの、国がきめたものの遂行だけにこうしなす、あつたしなすというふうなことはなかなか困難なはずである。ところが地方の自治体は、それとまったく逆であつて、固定したものは何にも持つておらない。議会できめたものをここに持ち出せば別であります。しかしそれでない限りにおいては、知事さんがただ自分の思いつきを考えられるだけであつて、そうしてそれをお持ち帰りになつて議会にはかつたらそう言われたということになりまして、結局計画はくずれてしまふ。だから、どう考えても私はその点はいまの大臣の御答弁だけでこれを承認するわけにはまいりませぬので、したがってごく率直に、一つの段階として、結論ではございませぬが、一つの段階としての考え方からいけば、このう法案を出さないでも、むしろ広域行政のための連絡協議をすることが必要だということが痛切に考えられるなら、自治法の中に一部改正することのほうが望ましいのではないかと。かつて、御承知のように事業団というふうなものが自治法の改正で行なわれております。そしてこれが特別地方公共団体というところで、この団体は協議を連絡をし、さらに事業に對しても共同で行なうことができる、起債をすることもできるというように、財政的な権限までこれに与えられておるものがすでにできておる。そうだといたしますならば、関係の都道府県が集まつて、そうしてそういう団体ができておるのでありますから、それで十分やれるのではないかと気がする。何もことさらにこういふ會議をこしらえて、そうしてそこに国の出先機関を全部入れて議論させるといふようなことにしなくともよろしいのではないかと。ところであります

す。何も法律がなくなつて——おとといであります。が、神奈川県と埼玉県と千葉県の間には、東京を中心とするいろいろな住宅その他の関連性について協議会を持つております。これには指定市でありまする横浜市のオブザーバーとして加わつておることも、私はすでに自治省は知つておると思ひます。こういう形で、すでに地方の自治体がなすべきことは自主的になすということ、自治体の発展でもあり、自治行政の最も大事なことである。地方の自治体のなすべきことを、自治体にまかせないで官制でこれを行なわせていこうとするところ、私は今日の政治のあり方について、先ほど申し上げておるような不信をどうしても抱かざるを得ない。そうして地方の自治体の権限というものがだんだん縮小されるというよりもむしろ圧迫されて、中央の権力が強くなるようなことになりはしないかということが、どう考えても考えられますので、この点について大臣の御答弁、ただいまの御答弁だけでは私満足するわけにもまいりませぬ。

と同時にもう一つ、この機会にその続きとして聞いておきたいと思ひますことは、この連絡協議で規定されたこと、きめられたことは尊重しなければならぬと書いてありますが、この尊重されるというところは、先ほど申し上げておるような、国の出先機関のほうは、事業を遂行することでありまして、それでよろしいかと思ひますが、地方の自治体から要求をされて、そうしてそうしようということがきまれば、それを遂行することに私は何もやぶさかではないと思ひます。ここにありますものは全部きめられたことのみしか、おそろく地方の出先機関では考えられませぬ。ところが地方の自治体のほうは、先ほどから申し上げておるやうに、そうはいかない。うちに一べん持つて帰らなければいけない、そうしてそこで一応話し合ひをして話を進めていかなければならぬということになりますと、議會をこの會議がある程度拘束するといふ形をとらざるを得ないやうな、私はこの法文だけを讀んだので

は、気がする。そこで、ここに書いてあります尊重しなければならぬというの、一体どの辺までの尊重ですか。地方の自治体の議決を拘束しないんだ、こういうことに答弁が願えればどうかと思いますが、そういうことでよろしくございますか。

○吉武国務大臣 門司さんの御心配になる点は、私、ごもっともであるし、また慎重に考えていかなければならぬ点だと思います。しかしながら、この連絡会議をつくり出すゆえんは、第一一条にもございますように——先ほど私は、自治体とそれから国の機関とが大いに協議をしていくことである、どちらにウェイトということのない、お互いということを申し上げましたけれども、なおいとして——ごらんをいただきますと、一条にも「地方行政連絡会議は、地方公共団体が、

て、そこできまったら各自自治体を拘束をして、府県の議決もそれに拘束されるというほどの拘束力を持つとは私も思っておりません。またそこで定められるにつきましても、府県知事にいたしましても、いまこういう問題が議論になっておる、これはもう各関係府県とも、いいことだからやろうじゃないかということになっておるから、自分も県のほうも、まあひとつこういふふうな協力をしていきたいということ、県議会とも連絡をして出られるでありましようし、また出られてこういふふうにしたいということになりましても、それを帰って府県に連絡をしていくという運用でいくだろうと思えます。そこで連絡会議できまったら、すぐそれが府県の議決権まで拘束するといふほどの強いものとは私も考えておりません。

ば正しいと考えられる。対等な立場において議論させるといふことについては、私もいかにがかと思います。思ふことは、御承知のように国の出先機関は少なくとも自分の命ぜられた範囲、自分の職責の範囲というもののについては、これは忠実でなければなりません。したがって、ここで都道府県の出先機関と多少の意見が違っておっても、やはり無理にそういふことをやうていこうとする国の出先機関との関係がある。地方の自治体が、広域行政を行なうために必要だということ、地方の自治体を中心としたものの考え方であるとするならば、こういう羅列したものは一切やめて、国の出先機関はこれに対してさき申し上げましたように資料を提出し、意見を述べることができるといふような形で置いたほうが、私はよろしいのではないかとこのように考えられますが、この私の考え方について大臣の御答弁をこの際願っておきたいと思ひます。

らには、少なくとも地方の自治体にその主導権を与えるといふこと、それから地方の自治体の意見というものが大きくここに反映することができるといふような施策を講ずることが当然であつて、どうも最近の政府の行き方というものは、また自治省が昔の内務省のような形にだんだん戻つてきておる。そうしてこういふところで——ここに書いてありますのは全部昔の内務省の範囲ですからね。国の出先機関の中に、通産省あるいは林野庁などは多少違ふかもしれませんが、大体内務省の所管の事項がここにみな書かれてある。これの運営の監督といふことに当たる自治省が、旧内務省的存在になるようなことにはしなないかという実は私は懸念をするわけでありまう。この中で内務省でないのは、財務局でありまうとあるいは地方の農政局であり、通産局関係らしいものが昔の内務省でない範囲であつて、あとは全部昔の内務省の範囲である。ことに聞きをいたしたいと思ひますことは、この中に警察の管区の局長が入るといふことでありまう。管区警察局長の仕事というのは、御承知のように警察法の五条二項の中にずつと幾つか書いておられます。いゆる皇宮警察に關するものを除くとか、あるいは科学その他の研究ですか、そういうものを除くとかいう二、三の事項が除かれて、ほとんど全部というものがこの管区本部の仕事にあてがわれております。ところが、現在の警察制度は、御承知のように、形ばかりであるとは言つても、都道府県の地方警察になつておることに間違いはございません。そうだとすると、都道府県の警察行政といふものについて、は県知事が一々これに加わるわけではございませんで、県の公安委員会が大体これの運営管理に当たつておる。こういふことにならうかと私は考へる。したがつて、多少関係がないとは申し上げません。予算の関係もありまうし、知事は県全体の責任者でありますから、全然治安に対して関係がないとは私は申し上げませんが、少なくとも警察の所掌事項に対して、知事がこういふところで話し合ひをして、そうして公安委員会を全然ボイ

は地方公共団体が主だぞという強い意思は出ておりませんけれども、そういうところにも一つのにおいが出てくるように、やはり地方のそれぞれのブロックにおける府県の連絡と同時に、国の機関もそこに連絡をして、そうして住民の福祉につながる仕事を計画し、またやうていこう、こういう趣旨でございます。しかしそれがそうはなつておつても、運用を誤りますと国の機関が主体になつてしまつて、そうして命令がましいことをやるということとは、これは趣旨に反することでございます。十分気をつけなければなりません。私どもも、戦前でありまうと、そういう心配といふものもないでございませぬけれども、今日は非常に自治も発達してきておるときでございます。むしろ自治のほうの要望を国の機関に伝えるし、むしろ自治のほうの要望を国の機関に伝えるし、協力させるといふふうになつていくのではないだらうか、かように存じております。しかし御心配の点はこれは重要なことで、注意しながらやうていかなければならぬ点であると思ひます。

○門司委員 いま大臣から一条の説明といふことが考へ方、さらにこれに書いてあります尊重しなければならぬといふ五条ですかの御説明がございましたが、そうだとすると、私はこの文案は全面的に変えて、そして地方連絡会議は、いわゆる地方連絡会議関係の都道府県の知事なりあるいは指定市を入れるなら指定市を入れた長の会議にして、そうして国の出先機関にむしるこの会議に出席を義務づけていくという、完全に地方自治体の連絡会議にしたほうが、私ははるかに自主的であり民主的だと考えられる。この場合は議長はここから出すとか書いてありますが、これは会議の形式でありまして、別に議長が県知事であつたからどうこうといふことはない、これは会議の形式であります。この法律でこれらの諸君を全部集めて、同じような立場で同じように議論をするといふことよりも、私はインシアであり、あるいはその主体性を自治体に持たせるといふならば、自治体の連絡会議であつて、これらの国の出先機関の諸君は、その要求に応じて資料を出して、また出席をして説明をしなければならぬといふような形をこころとすべきではないか。そのほうが私は今日の地方自治行政といふもののあり方からいけ

しょうが、実はそうしますと、国の出先の官権といふものは、とかくいゆるこの会議といふものに、オブザーバーとして出ればよいといふふうな考へられますと、せつかく協力をさせたいといふ趣旨がおぼろげになるきらいがございませう。で、やはりこの会議には国の出先機関も入つて、そうして地方の要望も聞き、またそこで話がついた問題はお互いに実行していくといふふうにしたほうが、実際から申しましていいのではないかとこのように、こういう連絡協議会の制度をつくらうとするものでございませう。

○門司委員 その点は、どうもわれわれの考へ方と多少違ふようでありまして、国の出先機関がここの法律で定められて、そうして対等な立場で議論をするといふことになりまうと、どうしても国の施策が地方に押しつけられるといふきらいを持つといふことではございまして、国の出先は出先で、国としてきめられたことを遂行することのためには、少なくとも地方の自治体にその主導権を

が、これはやはりどこまでも尊重でございませう。

今日地方自治行政といふもののあり方からいけ

しょうが、しかし、地方行政連絡協議会といふか

話合ひをして、そうして公安委員会を全然ボイ

コットする——ということばは少し行き過ぎかも知れませんが、タッチしないところでこれらの諸君と話し合うということは私はいかがかと思ひます。御承知のように管区警察局長の所掌は、さつき申し上げましたように警察法五条の中に書かれておられます。その中から一、二を除くものの以外にはほとんどやりの一応の所掌事務となつてゐることは御承知のとおりであります。この警察法の管区警察局長の仕事というのは、大体国家警察としての警察事務を、どう円滑に地方の自治警察との間に遂行していくかということのためにある問題でございまして、これは私はこの中に書くことはいかがかと考えられるが、その点について、あなたは公安委員長でもございまして、両方兼ねておいでになりますから、上が一つだから下も一つでいいというふうにお考えになるかも知れませんが、どういふふうにこれを調整していくかとするのか。ここで定められた警察関係の処理というものが、公安委員会を無視して直ちに都道府県で実行されるとは私は考えられない。そういう点について、ひとつ突き進んだ話であります。

○吉武国務大臣 実は今度のこの連絡協議会で、ひとつ中で連絡協議を保つていたきたいという役所は、第四条で列記してゐるようなところでございますが、先ほどちょっと旧内務省関係を主体にしておりやしないかという御懸念がございまして、そういうつもりは全然ございせん。中にございまして、財務局、農政局、営林局、通産局、あるいは陸運局、海運局、港務局、地方建設局は昔の内務省あたりでやっておりますけれども、今日では独立してございまして、決して私ども自治省がこれを昔やっていたからということではなしに、これらに列記されておりますことは、今日では地方の自治体とは切つても切れぬような連絡が密になつてきてゐる仕事でございまして、御説のように、農政関係にいたしまして、昔は農政局を主体に仕事をいたしまして、今日ではもう農業構造改善にしまして、自治体がこれを引き受けてやらなければならぬという問題も

ございまして、だんだんと住民の福祉につながる仕事が多くなればなるほど連絡が非常に密になつておるわけでございます。営林関係にしても、中小企業等の問題になりますれば、もう府県とはほとんど一体になつて仕事をしなければならぬ問題がございまして、近代化の助成にしましては私も私に思ひます。それから陸運関係にしまして、数府県にまたがるバスとかあるいはトラックその他いろいろな交通関係もございまして、それから警察にいたしまして、別に国家警察とどういふことではございせん、今日交通は都道府県だけの問題ではなくて、名神国道一つをとつてごらんになりますと、もうほとんど広域的な状態でございまして、そういうふうな関係もありまします。それから、自治体とそういう関係の国家機関とが連絡協議を密にして、そうしてやていこうじゃないかという趣旨でございまして、御懸念になります点は、相当注意をいたしていかねばならぬ大事な点ではございまして、それども、そういう意図は全然ございせん、また、今日におきましては、そういう心配の方向にいくようなことはまずないのじゃないか。むしろそれよりも、国の機関と離れて連絡がつきにくいというところが、かえつて住民の福祉の上において仕事をやりにくくしてゐるので、これをこの程度の連絡協議会というふうなことでまあスムーズに進めていきたい、こういうことでございまして。

○門司委員 いまの警察行政の点はどうも私わからぬのでありますが、国家警察と地方警察に分かれておつて、そしてさつき申し上げましたように、法律の文面どおりにいけば、管区の局長は国家警察の立場から一般警察の所掌事務というものを全部ここで取り扱うことができるように法律は書いてあります。そうなつてまいりますと、国家警察と都道府県、地方の警察との間における今日の行政上の連絡というふうなものはある程度とれておるかと思ひますが、私が心配するのは、ここで知事さんと話し合つてきめたことが地方の

公安委員会を拘束するおそれ出てくるということとであります。こういうことをするならば、この中に都道府県の警察を入れるなら、当然その掌である公安委員会もこれに加えていただきたいと思います。これは県知事の所掌事務とちよつと違つた形を案は持つておられます。なるほど予算その他については、県議会の承認も得なければなりませんが、警察の運営管理というものは、やはり都道府県の公安委員会がこれを行つていくことに間違ひはございせん。知事の所掌事務、知事の権限とやや異なつた形で行政を行つておられます場合に、国家警察の出先の機関が知事さんと話し合つて、そうして警察行政を動かしていくとするものと考え方は、私はやはり、これも悪口を言うようではありませんが、旧内務省のものの考え方ではないかという気がするのであります。したがつて、この構成の中にも、先ほど申し上げておられますように、都道府県知事その他が集まつて、そうしてこれらの国家機関をここに出席することを義務づけるというふうなことになつておれば、私はたいして問題にはならぬかと思ひますが、対等な立場で議論するようになってまいりますと、結局地方公安委員会の権限を侵す危険性がでてきはないかというところが考えられる。せつかく警察制度というものが、国と地方とに分けて、そして自治警察の——私をして言わしめれば、別に自治警察でもありませんし、自治警察の残骸をとめておるくらいにしか考えられないのですが、それにいたしまして、いさゝかだけ自治警察という民主警察のたてまえをとつておられます。そのたてまえをここでこわす危険性を私は感ずるのであります。国家公安委員長として、そういう点は全然ないんだというようにここで断言できますか。私は断言できないと思ひますが、できますか。

○吉武国務大臣 御承知のように、警察はそれぞれの公安委員会のもとにございまして、しかしながら、府県とも連絡が非常によくつておりまして、現在のところ、府県自治体といふゆる各地方の公安委員会との間にうまくいかないというよう

なことも聞いておりません。非常に円滑にやっておるところでございまして、こういうふうな、いわゆるブロックにおける連絡協議会ができました、その点は私はそう心配はないのではないかと、かように存じておるわけでありまして、それからまた、各地方の公安委員会との関係におきましては、随時また中央の国家公安委員会との間の連絡の会議等もございまして、先ほど申しましたように、この連絡協議会で決定したら、それがすべて拘束するといふほどのものではございせん。それは府県自治体も先ほど申し上げましたようなものでありますし、それから各府県の公安委員についても同様でございまして。

○門司委員 そうすると、こういうふうな解釈してよろしいのですか。この法律は結論としては、第一条に書いてありますことの解釈は、これは第一条は目的でありまして、すでに定められた問題を円滑に遂行していくことのためにだけこういう協議会があるものであつて、新たな発案、新たな構想というものは、この協議会には持ち込まれないというように解釈してよろしいでしょうか。

○吉武国務大臣 その点は第三条にございまして、うに、「連絡協議は、第一条の目的を達成するため、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行なう。」というふうになつておりますから、きまつたことだけをただ実施するだけではございせん、こういうことをやろうじゃないかということも同時に御協議をして差しつかえないと思ひます。

○門司委員 そうすると、一条の条文が少しおかしくなりはしませんか。私はその点を確かめたかったのでございまして、一条の条文はまん中から下のほうに「地方における広域にわたる行政の総合的な実施」と書いてあります。これは計画が含まれるのですか。この中に「円滑な処理」と書いてあります。処理は処理でいいのでしようが、この実施という中には計画も含む、いわゆる三条の計画も含むというこれは解釈するのですか。

○門司委員　そうなると、さっきから私が懸念いたしておりますように、地方の議会との関係が非常にむすかしくなってきた、めんどろなものが出てくる。一条をそのまますなおにとって、そうして「実施」と書いてありますから、私は計画ではな

いと思う。計画と実施は違うと思う。「総合的な実施」と書いてありますから、総合的な、かりに道路なら道路というようなものをお互いの計画の中に考える場合、たとえば神奈川県と静岡県とが大体似たような計画を立てておる。また国もそれ

を貫通する計画を立てておる場合に、神奈川県は本年度やるが、静岡県は来年度やるというようなことでは困るではないか、こういうものの実施をお互いに連絡していこうということが私は必要だと思う。しかし計画までするということになる

と、県議会との関係が非常にむずかしくなっています。計画をしてここでどんなにきめても、県議会がどうなのか、それきりになってしまいます。そうするとこの会議をせっかくこしらえたが、有名無実であって、結局何かしら費用倒れと

いうことに——費用は都道府県が持てと書いてありますから、國のほうが持つと書いてありませんから、國としては非常に横着だと思いますが、費用はみな都道府県で出せと書いてある。國のほうは出さなくてもいい。そうすると結局は計画倒れ

であつて、決議倒れのような形でむだなものが出てきやしないか。この三条の解釈と一条の解釈の間に——私どもはいまの御答弁だけでは、一条がどう考えてもわからない。念のためにそういうことがあろうかと思つて念を押したのであります

によつて拘束されるものというふうには考えておりません。ただ具体的な運用にあたりましては、やはりいろいろと問題になっている事項を取り上げるわけでございますから、その際には県議会との意見も十分何らかの方法によつて確かめまして、それをもとにしてそれぞれの県の知事、あるいは指定市の長というものが会議に臨んで、こういうふうなことになるかと考えております。

○門司委員 どうももう少し少しまっすぐ字を読んでくれませんか。三条にはこう書いてありますよ。「地方における広域にわたる行政の計画及び」と書いてあります。計画の実施について必要な連絡と書くならこれはまた話はわかりますよ。おの

おの計画を持っておりますから、その計画を実施するために必要な連絡会議を開くということならわかる。しかし「及び」と書いてある。計画はぼつりと切れておる。そうすると、私どもは単なる計画としか考えられない。あるいは構想としか考え

られない。すでに計画したものを実施するにあたって連絡をしていくということなら、これは都道府県でお互いにおれのほうではこういう計画を持っているから、これを遂行するにはこちらのほうの県でこういう計画を立ててくれないか、あ

るいはこういうふうにしてくれないかとか、お互いに話し合うことが、私は今日の広域行政のため、まあ、かえらなければ、一つの考え方だと思うのです。しかし、ここではちょっと切れておって、「計画及び」、こう書いてある。そうすると、計画を立て

てるといふことになる。個々に計画を立てて話し合っていると、五つの県、多いところでは八つか、九州なども八つであります。東北も六つか、七つになるでしょうが、そこで、知事さんがお集まりになって、そして計画を立てちゃってか

ら、それがそのまま下においてくる。各都道府県で計画したものを、お互いに連絡協調してつないでいこうという話なら、私はわかんと思うのですよ。ここでははっきり「計画及び」と書いて、切っちゃっているものですから、私たちはどう解釈を

でありまして、それらの問題は全然考えていないということでございますか。

○松島政府委員　市町村との関係につきましては、これは一つの県の中の問題として処理される事柄でございますので、県内において、一つの県

の中においていろいろな行政をやっている場合、関係市町村と十分な連絡をとっていきまわっているものと考えられますし、またそうでなければならぬわけでもありません。この連絡会議におきまして、県と、その県内における市町村との関係は、同様な形で進められていくものと考えております。

○門司委員　そうすると、もう一つの行政の問題で、事業団との関係はどうなりますか。

○松島政府委員　事業団との関係におきまして、事業団自体が一つの事業を実施する特別の地方公共団体でございますから、事業団との関係におきまして、市町村と何ら異なることはないと考えております。また、市町村のつくりました組合等との関係においても同様でございます。

○門司委員　私の聞いておりますのは、事業団は適宜に一つの事業を中心として、他の自治体と協議し、決定して行なうことができる特別の団体になつております。その上に、もう一つこれができるとなる。そしてここで協議したことが尊重されるということになりますと、これは屋上屋のような形がどうしても生まれるんじゃないですか。広域行政を遂行していこうとするには、現在の範囲においては何を広域行政と目されておられるのか。広域行政の範囲というのはどこまでが含まれておられるのですか。この事業団との関係で、どうしてもそれを聞いておかないと、広域行政、広域行政と一口に言われているんだけれども、どの辺までこれがこの中に含まれているのですか。

○松島政府委員　この広域行政の点につきましては、第一条にもございますように、「地方における広域にわたる行政」と書いてあるわけでもございまして、私どもの考え方としては、少なくともこの連絡会議において協議の対象となりますものは、府県の区域を越える広域行政と考えておるわけでございます。府県を越える広域行政とは、具体的に何かあるかというような問題と相なつてまいりますが、地域開発の問題でございますか、あるいは道路交通の問題でありますか、あ

るいは水資源開発の問題でありますか、あるいは観光ルート開設の問題でありますか、一つ一つ例をあげますのもどうかと思ひますけれども、そういう問題について最近は一つの県内だけの問題としてでなく、数府県にわたつて問題を考へていかなければならないという面が非常に多くなつてきておるわけでございます。そういうものをここで広域行政としてとらえておるわけでございます。

○門司委員　私がその点を聞いておりますのは、自治法の二百九十八条を読んでござんない。大体広域行政がずっと書いてある。「普通地方公共団体は、一定の地域の総合的な開発計画に基づいて、各号に掲げる事業で当該普通地方公共団体の事務当該普通地方公共団体の長の権限に属する国の事務を含む」に属するものを総合的に実施するため、他の普通地方公共団体と共同して、これらの事業の実施を委託すべき地方開発事業団（以下「事業団」という）を設けることができる。一、住宅、工業用水道、道路、港湾、水道、下水道、公園緑地その他政令で定める施設の建設（災害復旧を含む）、二、前号に掲げる施設の用に供する土地、工業用地その他の用地の取得又は造成、三、これら都市計画に属する仕事のように考えられておられますが、港湾、道路というようにやはり産業経済に關係する問題も、かなりこの中に含まれておることは御承知のとおりであります。そうなりますと、この連絡会議の法案の行なうべき仕事と、地方開発事業団の行なうべき仕事と、全く重複した形のものがあるわけであります。何も出先の官庁の諸君を集めて協議しなかつても、やろうと思へば、その事業を一つ一つ完成させることのために開発事業団がやれる。そうしてこの開発事業団は、起債をすることができるといふ財政的の裏づけがあるはずである。連絡協議会には何もそういうことがないでしょう。きめられたものをやらなければならぬというものは何もありません。私はむしろさつきから申し上げて

おりますように、この法案とこの自治法との関連性を見てまいりますと、もう一つはきのう、おとといでございますが、吉田さんの質問の中にございまして、いわゆる各地方のブロックごとにおけるいろいろの、近畿開発であるとかあるいは東北開発であるとかいうような開発事業団との重複というものを、どうしても私は考えないわけにはいかない。したがって、この事業団が完全に動くということになつてまいりますと、こういう連絡協議会というものは要らないのである。事業団の場合においては、これは地方の公共団体、いわゆる地方の自治体がこれのすべての計画、すべての責任をしようとしておるのでありますから、私は、数府県が連合してこういうことをやろうと、何をしよう、たいして自治権を侵害するようなことはないと考えておりますが、今度の法案の場合は、どう考えても国の出先機関のため、いわゆる連絡協議会という名前を使つてこの法案が出されておるとしか考えられない。それでなければ冒頭に申し上げたように、官製の都道府県の合併をこゝで行なつていこうとする考え方にはかならないと私は思ひますので、事業団との關係においては、いまの広域行政の説明だけではわかりません。この地方開発事業団の設置と書いてあります。いわゆる地方自治法の二百九十八条に書いてありますのと、今度の連絡会議で協議されるのと違つておきまして、私はこの種の法案は、どこまでも地方の公共団体の指導によつて動くという形をとると同時に、それはすべて地方住民に直接關係のある行政上の措置でなくて、事実上の恩恵を与える事業というものがやはり中心にならなければ、ほんとうの地方の住民のための開発にならないはずである。こういう會議をどんなに開いても決して地方の住民の幸福にならないと思ひます。むしろ地方公共団体のためにならぬから見て、地方住民のために、この事業団をもう少し活用するほうが私ははるかに有利だと思ひます。その意味において、さつきから申し上げておりますように、当

該都道府県知事の連絡會議に国の役人が出て説明をし、資料を提供することができるといふような、国の機関がこれに從属する形をとつたほうがはるかにいいと私は考へる。したがつて結論的に、私がお尋ねをしなければならぬことは、この開発事業団のほうに書いてあります以外に何かやろうというのですか。いま大臣は中小企業や何か、いろいろあるとおっしゃいましたけれども、中小企業の問題でどんなものが府県にまたがつてあるのかわかりません。そしてこれが横に連絡しなければならぬようなものがあるということ、私は、私にはわかりません。国の一つの方針として融資をするとか、あるいは手形の問題をどうするかというような問題は、これは国の法律の中でせしやくされるべきであつて、静岡県と神奈川県の知事さんが集まつて、中小企業をどうしようという相談はなかつたかと思ひます。むしろそこで相談をするものは、道路であるとか工業用水をどうするかとか、そういうような問題、むしろさつきE.C.の話も出しましたが、かりに經濟問題を中心としてものを考へれば、おまえのほうではミカンができるからミカンをつくつてくれ、おれのほうでは玉ねぎだけを農林行政の中でつくるようにしようとかいうような話し合ひは、ある程度できるかもしれない。それが需要との關係で交流するやうな話は、ある程度できるかもしれない。しかし中小企業の問題等のごときは、別に都道府県間の連絡協議會を持たなければならぬほどの問題にはならないのじゃないかというように考へます。こういう形で、どう考へてもさつきは広域行政の説明だけでは納得しがたいのでありまして、この地方開発事業団に書いてありますいわゆる仕事の量以外に、どうしてもこういう協議會がほしいのだという何かあなたのほうで資料なりあるいは御説明ができるなら、ひとつ説明をしていただきたいと私は考へるわけではあります。

○佐久間政府委員　御指摘になりましたように、この連絡會議で話題になります問題と、地方開発事業団が実施の対象といたします問題とは、事柄

といたしましては同様なものが多いかと思うのでございます。ただ事業団は、御承知のようにあくまでも事業を実施するための地方公共団体でございます。この事業団でどういふ事業を実施したらいふかというのをきめるわけではございませんで、すでにきまっております事業をこれに委託をいたしまして実施をさせるという、いわば現業的な事業の執行団体でございます。

そこで、実際の問題といたしますと、これは普通地方公共団体となっておりますので、法規上は都道府県間で構成をする事業団もあり得るわけでありまして、ここにあげてございます事業は、先ほど先生も御指摘になりましたように、都市計画的なものが中心になっておりますので、現在事業団ができておりますのは新産業都市の区域に指定された区域内の市町村、あるいはそれにその所在の府県が加わりまして、その新産業都市の建設計画によりまして事業の実施を共同でやるというようなことに利用をされておるわけでございます。

連絡会議はもっと広い府県間にまたがります問題、さらに広くブロック単位で関連をいたします問題につきまして、連絡協議をいたすわけでございますので、おのずから機能が違うわけでございます。したがって、連絡会議で連絡協議をいたしまして、その結果自分の県のこの区域では、こういうような事業を実施しようということになりました場合に、その実施の一つの方式といたしまして、事業団をつくって事業をやらせるといふこともあり得ると思ひますし、また事業団が事業をやつてまいります上に、隣の県、国の出先機関との間で連絡呼応するやうな問題が出ました場合には、関係の知事が連絡会議に問題を持ち出してそこで協議をするというやうなこともあり得ようかと思ひます。いずれにいたしましても、片方はすでにきまりました事業の実施のための団体でございますし、片方はもっと広い範囲におきまして、いろいろ関連する問題を連絡協議するということでございますので、私どもは、こ

の両者の間に矛盾があるとか、あるいは屋上屋を架するやうなことは決してないものと考えておるわけでございます。

○司委員 そうですね、この二百九十八条をもう少しよく読んでごらん下さい。さっき私が言ったとおりですよ。「一定の地域の総合的な開発計画に基づいて」と書いてあります。「一定の地域」と書いてありますからどの地域かわからぬ、どのくらの地域かわからぬ。これは事業の施行範囲をさしたものと解釈すべきだと思います。したがって、ここに書いてあります住宅の問題にいたしましても、あるいは工業用水の問題にいたしましても、今日の地方の自治体の実態から考えてまいりますと、さき申し上げましたように東京を中心として住宅政策はどうするかということ、東京だけ、いわゆる首都圏整備法という法律がございますけれども、これのみによって律せられるものでないということ、一昨日は神奈川県と千葉県と埼玉県が集まって、住宅の問題をどう受け入れていこうかという相談をしておる。こういうことは、自主的にまかせておいた方がいいじゃないか。法律でこの間建設局を入れてあしなさい、こうしなさいと、よけいなことを言わなくてもいいじゃないですか。必要があれば、自治体のほうで建設局を呼ぶことができるように法律を書きかえておいたほうがよいと思ひます。どう考えてもこの法律のあり方というものは——事業団があつて、その上にもう一つやういふものをこしらえて、この事業団をしてここで計画したことをなさしめるというやうにいまの説明では聞こえるのであります。そうなつてまいりますと、ますます屋上屋を重ねるやうなもの——幸にして開発事業団ができております。これは開発という文字を使つておる、単なる事業団ではないのだ、きまつたものをやる事業団ではないはずだ。ここには計画というところが条文の中にずっと書いてある。そしてこれはさきから申し上げております資金の調達もちゃんとできるようにしておる。計画は三百条にそう書いてある。「設置団体は、その議

会の議決を経て協議により、事業団に委託すべき事業に関する計画」とちゃんと書いてある。ここは、あくまでも議決が尊重されて、きめられたことを事業団に実施させるというところが書いてある。片方のほうでは一条と三条の食い違い、五条との関連性というものはきわめてあいまいでありまして、一条のほうには何か実施することが目的のよう書いてあるが、三条のほうには計画を明らかに立てる、実施団体ではない、実施だけを目標にして話し合うものではない、計画まで話し合う。五条のほうにはこれを受けて尊重しなければならぬと書いてある。そうなつてまいりますとこの法案と事業団との関連性というものはきわめてあいまいであつて、私は、ほんとうによけいなものというところからいへば、行政を必要存在にしないかということ、行政をいたすに混乱させるだけであつて、ほんとに何らの効果はない。むしろさきから何度も申し上げておりますように、事業団をして完全に事業を行なわしめていこうとするならば、都道府県の知事の会議において順次どこでもできるやうな、いわゆるどの府県とも、関係のある府県と自由にこの事業団の法律に書いてありますように関連を持つことができる、そして事業を遂行していく、その間に国の出先機関の意見を聞いていくなり、国の計画をその中でしゃくをしていくなり、国と地方との連絡をここで保つていくというやうな形のほうがはるかに民主的であり、現在の自治法の精神から見ても、そのほうが正しいのであつて、自治省がこういう官治行政、にひとしい、官治行政と申し上げても差しつかえないやうな組織を持たれること自身、私は非常に遺憾に考へておる。全くこれは官製の都道府県連合であり、官製の都道府県合併を推進する一つの意図を持つたものであるという悪口を言えば言えるのであります。こういう考え方をなくするように、もう一応説明していただきたいと思ひます。これは、事業団との関連性は、一体それなら法律の文面の上からいって、どこでマッチするかというこ

とであります。これはここで計画をされ、五つなら五つ、十なら十のグループごとに計画をする、その事業計画というものが事業団にどうおりにくかということ。ここで計画したことは、おののばらばらにやるのか、あるいはこれは事業団との連絡、関係をつけていくのか。そういったこと、ある範囲においては、都道府県が勝手に——かつてにという悪いのであります。自由事業団というものをこしらえて、たとえば工業用水をどうしようかということ、三つなら三つの関連のある県が話し合つて工業用水を進めていく。あるいは道路なら道路の問題について、三つなら三つ、四つなら四つの県がこういう形で道路をつけていこうではないかということ、事業団に話して事業団にやらしていただく。その上にもう一つやういふものがある。それに計画させる。これは県が事業団と別に単独にやれるということですか。そうすると、事業団の仕事というものがますます複雑化していく。そして、これは事業団でやるのだ、これは向こうとの話し合いだからこつちのほうでやるのだということになるのですか。そこで定められたこの広域行政については、この広域行政を主とした、地方開発を主とした目的でつくられたいわゆる地方開発事業団というものが行なうやうになるのか。それとこの法律との関連性をひとつ明快に答弁をいただきたいと、非常にややこしいものをこしらへることになると思ひます。

○佐久間政府委員 事業団の二百九十八条あるいは三百条について御指摘がございましたが、この二百九十八条で「普通地方公共団体は、一定の地域の総合的な開発計画に基づく次の各号に掲げる事業」……こういたしておりまして、この「一定の地域の総合的な開発計画」というものは、これは先ほども例に申し上げましたように、一つは新産業都市の建設計画、あるいは工業整備特別地域の整備計画というやうなものが典型的なものでございまして、これはこの計画自体を地方開発事業団で立てるのではなくて、それは別に、新産業都市の場

合でございませう、新産業都市の建設計画といふものがその法律によってつくられるわけにございまして、そのつくられました計画に基づいて行なわれる事業をやります場合に、各地方公共団体がばらばらにいたすよりも、これを、その次に書いてございませうに、「総合的に実施するため」ということで、ばらばらでなくて、関連して事業を総合的に実施するための一つの方法としたしまして、この地方開発事業団という制度があるわけにございませう。したがって、この地方開発事業団は、そこに列挙してございませう事務のうちで、たとえば道路なら道路だけを取り上げてやるというふうなことは、予想をいたしておらないのでございませう。

それからなお、三百条の計画というのがあるじゃないかというお話でございませうが、これはこの事業団が委託を受けていたします事業につきましての計画でありまして、これはその委託された事業について、それを何年計画でどういうふうな計画に内容といたしますものでございまして、二百九十八条の冒頭に書いてございませうような地域の総合的な開発計画というものはないのでございませう。

そこで、この連絡会議との関係でございませうが、連絡会議におきまして協議をいたします対象となります計画というのは、これは千差万別でございませうが、これは、もっと広い範囲におきまして、どのような開発計画を立てていくかというように、府県間で相談を要する場合に、相談することになりませう。そういう計画が連絡会議で連絡調整をいたしました結果でございませうもので、その計画のこの部分については、この地域の部分については開発事業団をつくらせたらよからうということになりますれば、この実施機関といたしまして、開発事業団をつくらせるところが起り得るわけにございませう。

○門司委員 そうすると、どうしてもこの連絡会議というのは、地方開発事業団のやはり上部機関

ということはどうかと思いますが、結局ここで計画され、あるいは話し合われたものがこの事業団に移ってくる、こういうことに、いまの答弁では解釈しておいたほうがよろしいのではないかと私は考えますが、そのとおりですか。

○佐久間政府委員 そういう場合が多かろうと思ひます。

○門司委員 そうすると、この地方開発事業団といふものとの関連性が、上と下というふうな形が出てくるということになりますと、私どもは、この地方開発事業団を審議いたしますときの考え方から見て、かなり違います。われわれがこの法案についていろいろ議論をいたしましたときには、私どもは必ずしも特別地方公共団体といふものを喜ぶわけではございませう。これが非常にたくさんできるというところは、地方の行政を混乱させる一つの大きな災いになりますので、特別地方公共団体なんというものはできるだけ少なくしたほうがよろしいと考えておる。同時に、特別地方公共団体の定義についても、かなり多くの疑問を実は持つておるのであります。しかし、法律は一応できておりますので、いまさらそれをここで議論するひまもないかと思ひますが、そういたしますと、この三条に書いておられます「行政の計画及び実施について必要な連絡」ということになってまいりますと、この事業団との関連性が、いまのような御答弁であるといいたしますと、この事業団に委託する範囲のこの法律に書かれておられますことも、この行政連絡会議法案に書かれておられますことも、ほとんど実際は同じようなこととが実は書かれておるのです。最も大きな目的とするところは、この一条に書かれておられます「わゆる『地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理』」というものが、この中心であらうかと思ひます。そうすると、事業団におきましてもやはり同じように書いておりました「地域の総合的な開発計画に基づく」というような形で、いわゆる総合的という文字は、同じように使われておる。ただ、ここに考えられるのは、事業

の範囲というものが、ある程度限定されておる。政令で定めるものというところをつけ加えておられます。ところが、ここの場合には、そういう事業計画だけでなくて、いわゆる単なる行政上の措置として考えられる管区行政監察局やあるいは管区警察局というふうなものにここに加わって、この点は私は事業団とは違ふと思ふ。事業団の範疇を出ておるものだと考える。したがって、こういうふうな解釈してよろしゅうございませうか。この法案の中で事業団にやらせることが適当だと思ふようなものは事業団でやらせるであらうというところに大体解釈することがいい、そういうことだと私は思ふ。そうすると、それ以外のものについてここでやっているとすれば、先ほど申し上げておられますように、警察なんというものは、こんなところまでかかってにきめられて、それが都道府県の公安委員会におろされてそれを実施しなければならぬというところになりますと、知事の権限と公安委員長の権限といふものを一体どういふふうな公安委員長の権限とお考えになっておられますか。その辺を少し明確に聞いておかないと、この条項だけは非常に心配があります。

○吉武国務大臣 先ほど申しましたように、これは連絡会議で計画を立てた後は実施をする連絡協議でございまして、どこまでも尊重するということとでございませう。それぞれの権限を侵すこととは一つもございませう。ですからここで決定したこととが府県の権限を侵すこともございませうし、また公安委員長の権限を侵すこともございませう。どこまでも連絡協議をして、そしてよりよい住民福祉になることを進めていきたい、こういうことでございませう。

○門司委員 それは月並みな答弁で、だれでもそう言うのです。私はそれ以上のこと、権限の相違を開きたいのです。警察法をどう解釈されているかということ。都道府県知事の警察権といふものがかりにあるといいたしますならば、どの程度まであるのか。ここには公安委員は出ないで知事さんがお出になるのですから、そして管区局長が

出てくるのですから、知事さんと管区局長との間にお話し合いがあつて、そしてそれが地方の警察においてくる。しかし地方の警察の管理運営は公安委員会がやっていると。したがって、自分の権限外のことだと私は考える。したがって、都道府県知事と都道府県公安委員長との間における権限は、どの辺まで知事が警察権に介入することができるとか、その辺だけをひとつ聞いておきたいと思ひます。

○吉武国務大臣 これは先ほど申しましたように、現在のそれぞれの権限を侵すところは一つもございませう。侵すつもりもございませう。

○門司委員 これは誘導するようで悪いのでありますけれども、ごく善意に解釈すれば、警察の権限といふのはなくして、実施面において、お互いの県でオートバイが足りない、あるいは白バイが足りないとか、これは交通行政がうまくいかないとか、あるいはゴーストツップの信号灯が少ない、道路の照明が悪いとか、これは直接は公安委員会の問題でもありますが、ひとつ予算に係する問題であるから知事さんのほうで審議してくれないかというふうな場合は、あるいはできるかもしれない。その範囲なら、管区局長の意見といふものも考えられると思はれる。これらの問題に限る、それ以上は権限外だからやれないのだという意味では、大臣の答弁のようなことではない、あるいはそういうことが考えられる。しかし問題になりますのは、何と云つても知事といふのはその県全体を一応総括する——警察権自身は持つていないにいたしまして、責任者であることに間違ひはない。そうだといたしますと、管区局長の意見といふものが、知事を通じて公安委員会がある程度拘束する危険が出てきやしないかというのです。ことに公安委員会の警察の仕事が、保安関係というふうなものがある、ある程度の思想警察にひつようなものがないわけにございませう。これらの問題が大きくなつてきて、それが管区局長の意見として出てくる。これ

出でくるのですから、知事さんと管区局長との間にお話し合いがあつて、そしてそれが地方の警察においてくる。しかし地方の警察の管理運営は公安委員会がやっていると。したがって、自分の権限外のことだと私は考える。したがって、都道府県知事と都道府県公安委員長との間における権限は、どの辺まで知事が警察権に介入することができるとか、その辺だけをひとつ聞いておきたいと思ひます。

○吉武国務大臣 これは先ほど申しましたように、現在のそれぞれの権限を侵すところは一つもございませう。侵すつもりもございませう。

は知事さんの権限外であるといはしても、知事さんのお聞きになって、帰って公安委員長にそういう伝達をされる。しかし権限外であるから、それはそつちがいいようにしたらいだらうというようなことに答弁としてはなるかもしれない。しかし影響を受けることは私は事実だと思ふ。こういうことが考えられますから、これが広域行政にだけ関係があるかということについての考え方というものが私にはわからないのであつて、さつきから聞いておりますように、ここでいう広域行政というのはどこまで含むのだと聞いても一向答弁してくれない。片方の事業団のほうにはちゃんと書いてある。これ以外に何を含むのか、そういう警察行政まで含むのか、あるいは管区行政監察局も入るようになっておりますので、結局地方の自治体間におけるいろいろな行政上の監察というふうなものの中に含まれて、そして監察局の意見というものが都道府県知事を通じて実施されようとするのか。この法律にいう総合的開発と、事業団法にいう総合的開発とはどれだけ違うかということ。その点をひとつ明確にしておいていただきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 事業団との関係につきまして電報でのお尋ねでございますのでお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、事業団が実施いたします事業の種類は法律で特定されておりますし、しかもこれらの事業を相互間にばらばらでなく、総合的に実施させるための機関として設けてあるわけでございますから、実際にここに掲げてございます事業一つ一つをとってみますと、先生のおっしゃいますように、連絡会議で扱います広域行政と同じものでございますが、これを一つの地域において総合的に取り扱うということになりますと、どうしても地域が限定されてくるを得ない。そこで実際問題といたしましては、新産業都市に指定されました区域で、新産業都市の建設事業をやりますような場合に、関係市町村と県とでつくるというケースに利用されておるわけでござ

ざいます。

そこで連絡会議で問題になりますのは、たとえば同じ道路にいたしましても、国土縦貫道路あるいは高速道路のごとき、府県間にまたがります道路につきまして、それぞれ県の要求もあるわけでありまして、それをこの連絡会議でもって話し合つて、調整をしていくというふうなことになると思ひます。

それから警察のお話もございましたが、高速道路なり縦貫道路というふうな幹線道路が府県間にまたがって、関係知事さんが協議をいたす場合におきましては、警察もまた交通取り締まりの見地から、それらの道路のつけ方なり、あるいは幅員なり、構造なりというふうなものにつきまして、意見もあるだろうと思ひますのでございまして、そういうふうなことで、同じ問題とされますものも、連絡会議の場で問題にされますことは、府県間にまたがらぬ問題が中心になるわけでございまして、事業団で実施をいたしますものは、それよりもっと限局されました地域における事業というところが問題になる、かように考えておるわけでござい

○門司委員 だんだんわかつてきました。そうすると、これは全く国の機関のためにこしらえらるという事です。ここに書いてある広域行政というのは、地方自治体における広域行政ではなくて、国の広域行政を行なうということのためにやるという事です。そうすると、この法律自体というものが、こういう形であつてよろしいかということ。私は私はどうしても議論せざるを得ない。私はその辺が最初から考えられたのでいろいろ質問しておるのであります。地方行政連絡会議法というのは、ここに書いてあります「行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資することを目的とする。」これは全くうすすね。国の計画に基づいて地方をいかにこれに協力させるかということが、主たる目的であるようにどうしてもいまの答弁では考えざるを得ないのです。縦貫道路なんというのは国の

計画でしょう。たとえば縦貫道路というふうな大きな道路をこしらへるのは国の計画でしょう。そうすると、どう考えてもこの法律は、ここに書いてある一条の目的と全然違つたことになる。国の立場から、広域行政に対して、いわゆる国の産業開発のために地方の自治体がこれに協力をしていくことのための法律だと解釈することのほうが正しいのではないかと私は考える。そういうふうに解釈してよろしいかどうかでございますか。

○佐久間政府委員 私のあげました例が、たまたま国の事業になりますものでありますので、そのようにおとりになられたかと思ひますが、それはそうではございませんで、もちろんそういうふうな国の事業計画に対する地方自治体の意見の調整、国の機関との調整ということも問題になります。が、地方公共団体自体の実施すべき事業についての連絡協議が主たるものになることは申し上げるまでもございせん。府県間にまたがって関連をいたします、両県にまたがっているところと地域開発を計画しなければならぬという例もいろいろございするし、あるいはまた水資源の開発というふうな問題もございするし、いろいろそれはあるわけでございまして、決して国の事業が主になるというのではございせん。ただ、地方開発事業団の扱いますものと、連絡会議で話題となるのであらうというものと、連絡会議で話題と上げますために、わかりやすい道路を例に申し上げたわけで、そういう趣旨ではございせん。

○門司委員 あげ足をとつてあまり文句を言うこともどうかと思ひますけれども、どう考えても、この事業団との関連と、それからこの一条と三条と五条との関連性は、ただいままでの説明では私はどうしても納得がいけない。もし当局の説明するような形であるならば、私は、ここに何でもかでも地方、地方というふうなことを書かないで、単に国の広域行政に対してというふうなことを書いたほうが法律のいいいもいし、通りやすいと思ふ。ここには「もつて地方自治の広域的運営の確保に資することを目的とする。」なんて書いて

おいて、いかにも地方の自治体のためにというふうに書いておつて、そして国のそういう施策についていろいろ問題が出てくる。それでないとするいまの御答弁が正しいとするならば、あくまでもこの法律は主体を地方公共団体——たいていこれをブロック別におかれわが認めるといはしましても、都道府県知事の会議において、これに関連のある国の出先機関の諸君がこれに材料あるいは資料を提供することができ、意見を述べることができるといふような形で、あくまでもこれは地方の自治体の広域行政を主体とするならば、これは国の広域行政と地方の自治体の行なう広域行政と、おのづから境界があります。これはおわかりだと思ふのです。そのことのために国道があり、県道があるのです。あるいは市道があり町村道がある。一つの問題でもそういうことになつておる。道路一つとってもそういう境界があるはずである。したがつてこれがあくまでも地方の公共団体を主体とした広域行政を中心とするというお考えならば、この並列した会議の持ち方ではなくして、あくまでも地方の自治体を中心になつて、これに国が協力していくという自治体本位のものにしていただきたい。また、国のことを施行していくとするなら、それは国のそういう事業について、地方の自治体が協力することができよう。な形がやはりとられるべきではないかと私は考える。しかし、これは国でやるのですから、別に地方の自治体がぐずぐず言うはずはないと思ふ。ここで道路というものを一つとつても、問題になりますのは、国道というものはなくして、県道はどういうふうに産業開発のために必要なのか。その場合に、さつき言つたように、神奈川県はここまでのつたが、ここから先の静岡県は、必要はあるのだが来年になるか再来年になるかわかりませんというところで困る。これはやはり総合的問題が必要になつてくる、というふうな場合においてのみ、地方の広域行政ということばが使えると思ふ。国の立場に立つた大きな事業開発ということと広域行政というふうなものと、おのづから私

は違つてくると思う。そのけじめが実ははっきりしていないから、私はよく聞いています。そうすると、いまの御答弁だといたしますと、大体三条に書いてありますことも、これも「地方」における広域にわたる行政の計画」ところにはっきり書いてあるのです。計画をかりに認めるとしても、あくまでも地方、地方と書いてある。だから地方が中心であつて、四条に書かれております並列した会議というふうなものについて、これらの諸君が常時出てきてそうして意見を述べるといふような複雑なものでなくして、一つ一つの問題について、いわばブロックの知事会で必要があれば国の役人を自由に、ということばは少し行き過ぎかもしれませんが、出席させる、または出席して材料を提供し、説明することができるといふようなことにこの法律を直さぬと、結局、いまの御答弁のように、国の仕事を都道府県がお手伝いをするためのにこいう連絡協議会が持たれたといふようにどう解釈しても解釈せざるを得ない。私のこの意見がもし間違つておるとするなら間違つておるといふことでけつこうです。私の意見と大臣の意見とが違えば違つてけつこうですが、大臣はどうお考えになります。私はどう考えてもそうとしか考えられない。何といつても、みんなここに書いてあるのですから。国の仕事を遂行するとはちつとも書いてない。どこへいつても「地方自治の広域的運営」と書いてある。一条においてもそう書いてある。三条においても「地方における広域にわたる行政の計画及び実施」と書いてある。「地方」と書いてある。いわゆる地方の仕事といふものと国の仕事といふものには異なつた点があつて、限界があるはずである。そういう場合を十分に私はしんしゃくすべきだと思うのだが、こゝでいう地方開発はどの範囲を一体言うのですか。

をいたしておるわけでございます。おあげになりました道路を例にとりましても、国道と府県道、また市町村道、全部これが関連をいたしまして一つの道路網を形成しておるわけでございます。そこで国道のつけ方につきましても、地方団体といたしましては地方の産業開発、住民の福祉の増進の上からも非常に関心を持たざるを得ないわけでございますし、それと府県道とのつなぎ目、また府県と府県との間の府県道の連結というふうなことにつきましても、みなこれに関連をいたしておるわけでございますから、この連絡会議で問題にいたします場合には、府県が主体になつてやります道路だけではございませんで、国の行ないます道路につきましても、地方団体側として、あつすべきだ、こうすべきだ、こうしてほしいといふようなことをここで関連をして連絡協議会をしてもらうといふことが実は現在一番欠けている点ではなからうか、かように考えておるわけでございます。

それから、それにいたしまして、この法文の上で、地方団体が主体になつて、それに国の出先機関が参加するといふことがはつきり出ていないじゃないかといふ御指摘でございますが、私もいたしましては、この第二条で、地方行政連絡協議会は都道府県及び指定都市をもつて組織をするといふことで、連絡協議会は地方団体の組織だといふことに規定をいたしておりまして、第四条は、その地方団体が組織をいたしました連絡協議会に国の地方出先機関も構成メンバーには加えるのだといふことで、法文の上からもその点を書き分けておるわけでございます。

○門司委員 法文はそれとおりにできています。私が言うのは、並列しているといふ一つの行き方。二条はこう書かなければ、国との関係では、地方連絡協議会にならない。しかし、四条との関連はこゝに出てくるでしょう。だから、この法律を読んでみますと、一条と中一つ抜いて三条との関係がどうもよくわからない。二条と中一つ抜いて四条との関係、それからさらに五条との関係、こういう法律ではちつとも筋が通らない。ばらばらになつておつてもならないような感じがする。いろいろありますよ。国と地方との関係でいろいろ文句があるうと思ひます。特に河川行政のごときは、われわれが見てみましても、おかしいものがたくさんあります。例の広島県と島根県を通ずる江川のごときはその一つ。その例は江川だけではありません。日本にたくさんあります。国行河川がまん中で、上下が地方の準河川になつてゐる。こういうものは、地方から見ればやはり一貫した一つの河川行政というふうなもので行なつてもらいたいといふことが当然であると思ひます。また、そうでなければならぬと思ふ。場当たりでいままでもやつてゐるから、そういうものがたくさんある。したがつて、そういうものをどうするかといふことについても、国の立場からやるのかあるいは地方の自治体の立場からやるのかといふ、この違いだけなんです。それがこの法律では、前段ではこゝういふふうに書いてあるが、ここに構成メンバーの中に並列されて書かれてゐる。だから、並列されて書くのなら、こゝういふ問題は、さつきから言ひますように、除いてしまつて二条で決定する、これで構成する。これに国の機関といふものが意見を述べることでもできるし、またこの団体は、意見を聞くこともできる、協議体の中に、構成メンバーの中に入れないで、これに意見を言つたりあるいは資料を出させることができるといふような形にすることなら、私はある程度の――さつきから申し上げておりますように、事業団との関係はありますよ。ありますけれども、ある程度の問題が処理されるようなことがありはしないかと考える。しかし少なくとも構成メンバーといふことになりますと、主宰がこちらにますと、これは中における権限といふか発言権といふものは同じことになるのです。だからこの四条では全く同じものに解釈されたいといふところが私はよろしいと思ふ。またそう解釈してゐると思ふ。だから主宰団体――この二条の場合をいま

お話しになりましたが、二条のほうは大体主宰団体と考えればいいのであつて、構成メンバーとは違ふ。こゝういふふうにはこゝでは書き分けてあるのです。だから主宰団体であると同時に、私はそれが主要のメンバーであつて、構成団体にしておくほうがやりいのではないかと、こゝういふことを、さつきから申し上げておるのであります。それが政府のほうでは違ふのだ、これでいいのだといふお話を、私はこれ以上よくは聞きませんが、最後に大臣にあつた問題で聞いておきたいと思ひます。こゝは、さつき冒頭に申し上げました府県合併とこの法律との関連性について、もし府県合併がかりに行なわれていく、そうしてその地方におけるある程度の広域行政というふうなものがその府県合併によつて完成をされる――完成をするといふと語弊がありましようが、ある程度遂行ができるようになった場合、それでもやはりこゝういふ連絡協議会といふようなものは必要なのか全然別個な形でいかれるのかといふことを、もう一度念を押して聞いておきたい。

○吉武国務大臣 劈頭に申し上げましたように、府県合併は、いまだこゝういふあれはございせんけれども、ごく隣接する府県がその地元の要望によつて行なわれるであらうといふことで、目下地方制度調査会へ諮問中でございます。ちよつとどういふ結果が出るか存じませんが、先ほど申しましたように、現在地元として強い要望が出ておりますのは、大阪、和歌山、奈良といふものが合併をしたいといふ声があるのと、愛知と三重と岐阜との合併といふ声があるのでございまして、それ以外には、若干の声は聞いておりますけれども、それはど大きい声にはなつておりません。したがいまして、かりにこゝういふところが合併といふことが地元の了解によつてできたといひましたとしても、こゝのいわゆる連絡協議会とは矛盾をいたしませんで、それが実現いたしましたとしても、なおかつそれぞれの地域における連絡協議は必要でございまして、決して矛盾はしない、こゝういふつもりで出しておるのでございます。

○門司委員 それともう一つは、この法案がかりにそのまま通るといたしまして、そして地域の住民に及ぼす影響はどの程度におおえになっておりますか。私どもはこの法案を見てまいりまして、なるほど行政の面から見ればこういうことが非常に必要だと思ひます。しかしこれができたからといって、東北六県の日より以上の発展というのは望み得ないじゃないか。むしろそのことのために、先ほど申しました事業については事業団というものを適当に使つていく、あるいはほかに近畿は近畿の整備法がありますし、東京は東京に、関東は関東に、東京を中心とした首都圏整備法というものがありますし、九州は九州の開発、四国は四国の開発、東北は東北、至るところに開発法がたくさんあります。それとの結びつきはどうなります。どっちが一体優位なのか。地方開発をすることのためにたくさんの方々の開発法案ができて、ブロックができております。このブロックと、この行政区画をこういうように九つか八つに分けるといっておりますが、分けた間の連絡協調は一体どこですのですか。この法律にはちっともそれが出ていませんが、国の機関と——これは国の機関でありますから、国の機関と国の機関との間の連絡はどこでとるつもりなのか、その辺はどうなんです。

○吉武國務大臣　これは先ほど御指摘になりました地方総合開発のいわゆるブロックと合わせてございます。地方開発は地方開発として、現在それぞれ地域でやっておるようでございますが、これはもっと広範な行政にわたりましていわゆる連絡協調をとりながら進めていきたい、こういうことでございまして、私はこれができますと、やはり相当地方住民の福祉につながる仕事が進んでいくものだと思料しておるわけでございます。

○門司委員 大臣は期待されるようでありますけれども、片方は、事業団のほうは予算がついておりますね、ある程度。これは実施団体でありますから。ところがこれは単なる行政連絡であって、予算は何もついておりません。そこでほんとうに住民

が幸福になるかならぬかということについて私は疑問があるのでありまして、むしろ私はこういう法案よりも、完全に行なっていくとするにはすでにそういう開発団があるのでありますから、実施団体としての開発団体があるのでありますから、これを充実していくというほうが、より以上国のためまえからいえば正しいのではないかということが考えられます。ただこれは行政上の事務を、何かことさらに複雑にする危険性だけが残されて、実際は、結局やはり開発事業団というようなところで仕事はやるのじゃないですか。ここできめられたからといって、ここで新しいものをこしらえてやるというわけにはなかなかいかないのじゃないか。やはり東北開発は東北開発が大体やることになるのじゃないですか。四国の開発は四国の開発がやるのじゃないですか。この団体は何もそんなものは持っていないせんから。そうすると、結局二重の組織になるということと、同時にいまのブロックの間では、貧弱府県ということばを使うのはどうかと思いますが、貧弱府県が裕福になるとは、この法律だけを見ては考えられない。広域行政、広域行政、地方開発、地方開発ということばを幾ら使いたしても、ことばだけで決してよくなるものではない。問題はそれをどう実施するかという問題でございます。それにこの法案が何も触れておらない。ただ話し合いをするだけのことになっている。そういたしますと、これが直ちに幸福になるとは考えられない。もし必要があるのなら、さっき申し上げましたような幾つかの事業団ができておるのでありますから、いわゆる事業を行なう団体があるのでありますから、これらの団体にもう少し国として力を入れるなり、あるいはそれを活用していくなり、地方において必要があるとすれば、さっき申し上げましたように、地方の都道府県の知事の意見というものを中心として、そうして国がこの意見を尊重するというたてまえをとっていくべきではないだろうか。この法案をそのまま実行してまいりますと、結局国の出先機関の意向を地方の知事さんが尊重する

という形に私はならざるを得ないと思うのです。こういうことのないように、いまの大臣の御答弁では、私は地方の住民が幸福になるというふうなどうしても考えられない。だからこれは単なる協議機関であつて、実施機関としての機能は何にも持っていないのだということ、したがつてこの五条に尊重しなければならぬと書いてあるが、しかしその尊重するという自身は、ただ尊重しなくてもいいとは書けないでしようから尊重しなければならぬと書いてありますが、この意味は非常に軽い意味であり、いわゆる実施については別途の形で実施さるべきである。ここでは単に申し合わせをしたというだけの範囲だというように解釈してよろしうございますか。軽い意味なら軽い意味としてまた問題があるうかと思ひます。

〔松島政府委員〕 尊重しなければならぬ」と書いておられますことは、単に軽い意味の問題であるかどうかというお尋ねでございますが、何度も大臣からもお答えいたしておりますように、具体的な実施の段階になりますと、それぞれの機関を通じて正式の決定をさらにしていかなければならないわけでございます。そういう意味におきましては、それらの機関はそれぞれ独立の権限を持つておるものについてはその権限を侵してはならないわけでございますから、そういう意味からいいますと軽い意味だということにもなろうかと思えます。ただお互いに話し合いを進めていくこと、それを積み上げていくことによって仕事が一円滑にいくようにということをお願いいたしておるものでございます。

○門司委員　これでやめますが、そうすると、どうしても私は納得できないのです。そうすると、三条の「計画」という文字は取らなければくあいが悪いのじゃないですか。三条に「計画及び」、こういう字をつけておいて――計画の実施ならまだ話がわかりますよ。それをお互いに早く進めていこう、話し合いの上でスムーズにやっというくじやないかということなら話はわかりますよ。しかし計画という文字をはっきり別にしておいて、そう

して一条にああいう字句を書いて、五条に尊重しなればならない。そうして最後に、この尊重という文字は、おのおのの機関でかつてにやるのだから、あいまいな拘束力を持つような持たぬような御答弁では、この法律自身というものがどこに主眼があるのかちともわからない。だから、これ以上何度押し問答をしても私は同じだと思ひますから、いまの御答弁で、ここで協議したことは別に地方の公共団体を、あるいは自治体を拘束するものではないのだというように、私は私なりに解釈しておいてよろしゅうございますが。

○松島政府委員　ただいま申し上げましたように、それぞれ具体的に実施いたします場合には、あるいは県議会なりあるいはそれぞれの権限ある機関が手続に従ってやっていかなければならないわけでありまして、その手続を踏むに当たって、そこでそれらの機関がこできまったことに当然拘束されるのだというわけのものではないという意味において申し上げているわけでありま

○門司委員 よろしいです。

○中馬委員長 秋山委員。

○秋山委員 私よたごい

地方行政連絡会議法案につきまして、ごく簡単に二、三の点にわたって質疑を行なつてみたいと思いますので、できるだけ簡潔に、そしてわかりよく御答弁をいただければ幸いです。

私どもまだ県に關係しておらない時代に、昭和十五年だと記憶しておりますが、そのころに地方連絡協議会というものが内務省の訓令か何かによつてできたことを知っておりますが、続いてまた昭和十八年だと記憶いたしますが、地方行政協議会、こうしたものができたように記憶があるのでございますが、これは勅令でたしかできたと思ひますが、続いて今期またこの地方行政連絡協議会法案というものがいま提案をされておるわけでありまして、したがって、これらに對しましての考え方というものがかなり前から政府の中において考えられ、そうして検討が積み重ねられてきたので

はないかという考え方が持たれるわけですが、これらの当時の考え方と現在の会議法案との関係が、どういう形になっておりましようか。もし相違点があるならば相違点を明確にお知らせいたしたいと存じます。

○松島政府委員 たいまお尋ねの地方行政協議会なりその後の地方総監府なりと、今日提案申し上げております地方行政連絡会議とは、どういふ点が違ふのかというお尋ねでございますが、区域の分け方等につきましてはほぼ同様でございます。ただその会議がそれぞれが目的といたしてありますところは、戦時中にできました地方行政協議会なりあるいは地方総監府は、戦時目的を達成するために軍に協力をして戦力増強というふうな観点から戦時目的の遂行ということに焦点を置いてきたものでございます。ただいま提案をいたしておりますものは、もとよりそういう目的はないわけでございますが、今日いろいろ民生福祉上問題となつております広域行政をいかに円滑にしていくなかというのを目的とするのであります。したがって、その点において、第一点において違いがあります。

それから第二点におきましては、この地方行政連絡会議は、何度も申し上げますように、都道府県及び指定市が主体になって組織をいたしまして、それに国の出先機関を加えて会議を開いていこうという考え方のものでございまして、戦時中にできました地方行政協議会等は、国のいわば総合出先官庁でありました府県というものと、国の出先機関とを合わせて、総理大臣の監督のもとに仕事をやっていこうというふうな、全く官治行政そのものの組織であつたわけでございます。そういう意味において、私は非常に大きな違いがあるのではないかと、かように考えているものでござい

○秋山委員 たいまの御説明によりますと、地域は全く同じだと第一に言われましたけれども、昭和十五年の連絡協議会のときには八地方に分かれておつたと思ひます。ただしそれは北海道を除

いてあるから同じだといへばそれはそうかも知れませんが、地方行政協議会のはうは九つの地区に分かれておつたと記憶しております。内容は私はずぶさに存じておりませんが……

第二番目の軍に協力し、戦時目的を遂行するために行なわれた国家的な措置であるという御答弁でございます。これに對して思ひ出されることは、先般来本国会の中でのいろいろ議論がなされたように、いわゆる三矢研究なるものが出されております。それが防衛庁で発表されたという聞いておりますが、これらに對してやはり同じような、連絡会議とは名目は違ふかも知れませんが、それらについても、先ほどの御答弁の中にありましたが、軍に協力とか戦争目的の遂行のためとかいうことになりまして、おそらくこの三矢研究の中においてもこういうことが考えられたのではないかと、この三矢研究の中にどういふ形であつたかというものが織り込んであるのか、これを

○松島政府委員 三矢研究というものが国会において取り上げられましたことは、御指摘のとおりでございますけれども、私も三矢研究なるものの内容を、新聞において承知をしている以外にございせんので、あの新聞を私の読んだ限りでは、地方行政連絡会議とかさういふものは、何も書いてなかつたように記憶いたしております。

○秋山委員 事務当局者の答弁はそれでよろしいかも知れませんが、少なくとも大臣は、閣議でいろいろ話し合ひがあつたのではないと思われま

○吉武国務大臣 私三矢問題は予算委員会であつて知りまして、その程度で、内容は全然存じませんし、このいわゆる連絡協議の法案を御審議願ひまして御提案いたしておりますが、全然関係のないということを申し上げておきます。

○秋山委員 国民の目から見ますと、防衛庁の中で企圖されようが研究がなされようが、あるいは自治省の中で研究がなされようが、これは一つの政府の中であります。それを政府のいわゆる國務大臣たる者が知らないといふことが、まず第一に私はふしぎでなりません。そしてまた、もしそういうことが行なわれるといたしますならば、おそらく各省においてそれぞれ秘密のあるいは極秘の扱いになつておる研究資料があるのではないかと、この心持ちになるのは、これは私のひがみではないと思ひます。そういうことから考えますと、何かいまの御答弁だけでは、どうもふしぎさがぬぐい去ることができないわけですが、何かも、何かも少しかつておれば、あるいは自治省の中でも、そういうことに對処するために何かお考えであれば、こういう機会を通じてお知らせをいたしたい、かように考えます。

○松島政府委員 自治省の中で何か非常事態にでも対応するために研究をしているかという意味のお尋ねであつたかと存じますが、私もさういふことは全然考えたこともございせんし、研究してみたこともございせん。

○秋山委員 いまの国内のいろいろなうわさを聞いてまいりますと、おそらくあなたの方の耳にも入つてゐるかも知れませんが、一体日本の政府は何を考へてゐるのかわからぬといふことのようにあります。一つには、憲法の面ではつきりと戦争放棄といふものをうたいながら、なおかつ自衛隊の中

国民に知らしめてもらなければすべてのことがわかつてこない。そういうことではないかという危惧の念が非常に強まつておるのではないかと、かようなことが言われております。私はいまこの席で、それだけに考えを及ぼしていろいろのことを言いたくはありませんけれども、そういうことを想定するならば、いろいろなことの想像が生まれてくるわけでありまして、いまだ門委員の質疑の中にもありましたように、何か説明の中においても納得しがたい面がたゞさんあるかと思ひます。小さい面におきましては先般の委員会でもちよつと触れてみましたけれども、各省の出先機関等の地域関係、あるいは指導の面におきましては、それ各省のほうから御意見がありましたように、強く言えばこれは二重行政であり、屋上屋を重ねたものだという議論がなされたことを記憶しておりますから、そういうことを基本に考へてみますと、いろいろなことが想定ができるのではないかと考へております。したがって、一方の省において必要なる自分の関係地域の県、こうしたものを集めていろいろ地域開発の問題について相談やあるいは議論がなされ、そしてまた国の考え方を申し述べたりなどするようになっておると思ひますけれども、それとまた違った趣を持ったことなことを、地域は多少違ひましても行なつていかなければならない。たしか農林関係で大阪のことで私は聞いていましたけれども、それだけ考えましても三つの地域にわたつて関係が生まれてくる、こういうことになつてかなりの不便が生じてくるのではないかと、こういうふうな心持ちもしてまいります。それらに對して、もしさういふものがほんとうに必要なものであり、そして考へなければならぬことであるならば、政府の中で十分に討議をなされてこれらを全部統合して同じ区域でできないものか、こういうことが相談をなされなくてはならないものだらうと思ひます。それが理想的なと申しましようか、国民が納得してくるような連絡協議といふものが持たれてくるので

はないか、こういうような気持ちもしてまいります。それらについて、過去にわたって各省とどれほどの折衝がなされて、そしてこういう結果があらわれたのだ、こういうことが完備してくることによって、各省の出先機関でありますところのそういうものが解消に近づいてくるのか、そういうこともあわせて考えてまいりますので、この点がおわかりでしたらばお知らせをいただきたいと思ひます。

○松島政府委員 お尋ねのございました出先機関の管轄区域がいろいろであつて、一つの連絡会議に幾つかの同じ種類の機関が関係をするという不便をどう解消するかという問題でございますが、この点につきましては、御指摘のとおりそれぞれ

の国の出先機関はそれぞれの行政目的に従つて今日まで設けられてきております関係上、やや不便があることは御指摘のとおりでございます。この点につきましては、私もできるだけ国民の利便という面から行政機関の区域というものについても考慮しなければならぬものとして、各省にも要請を続けてきているところでございます。また臨時行政調査会の中でも、こういった国の出先機関の管轄の区域の不整備ということが起こつて

いる、いろいろ不便を及ぼしているということも指摘されていまして記憶しております。そういった面から改善を始めていかなければならぬとも考えております。また根本的には、御指摘にもありましたが、地方公共団体の権限を強化することによつて、国の出先機関を逐次整理していくという方向も考えていかなければならぬことであります。この点につきましては自治省といつしてしましても長い間そういう方向で努力を続けてきているのでございませうけれども、いかなるが成果が上がつていないということも事実でございます。しかし問題はやはり基本的に地方自治というものを強化していきまされたまへからは、国と地方公共団体との事務の配分の適正化をはかり、できるだけ国の出先機関も整理すべきものは整理していくという方向が基本的方向であらうと考えております。

す。この点につきましては現在地方制度調査会の小委員会において、国と地方公共団体の事務の再配分についていろいろ御検討いただいております段階でもございませうので、それらの結論を待つてぜひこの方向に向かつて強力に進んでまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○秋山委員 いまの御答弁の中でまだ足りない面があると思ひますが、各省とどれだけの折衝がなされて、各省の意見がどれだけの折衝がなされて、たとえはそういうものが完備されることによつて、一兩年とは申しませんが、数年のうちにそういうものが廃止の方向に向かつていくというふうなことがあるかどうか、この点についても御答弁いただきたい。

○松島政府委員 国の出先機関の問題につきましては、そのつどいろいろ各省とも折衝を続けてきていますわけでありませうけれども、先ほども申し上げましたようにわれわれの力が足りないという点もございまして、具体的に数年のうちにどう変わっていくという見通しを、今日の段階においてはまだ得てない状況でございます。

○秋山委員 そこまで進んでおらないと言われればやむを得ないこともあつたかもしれませんが、それでは一つ実際の面でお聞きしてみたいと思ひますが、こうしたものができると、やはり多くの人が一堂に会していろいろ相談をいたします。これが短時間で相談ができる場合もあるでしょうし、あるいはまた一兩日時間を費やすこともあるものでありませう。こういうことについて当然必要なものは、何ぶんかのお金が必要になつてまいります。これはどういう形で出合つていくのか。同時にまた国の機関としてどれほどのお金を用意するか。たとえば四十年年度予算に對しての見込み予算がどの程度含まれておるのか、おわかりでしたら御答弁いただきたい。

○松島政府委員 會議と申しまして年じゅう開いてはいるわけでもございませうので、その経費がどの程度になるかということになりますと、的確な算定をいまの段階においていたすことはなかなか困難でございます。ただわれわれとして予想いたしておりますことは、それぞれの出席に要します旅費等は国の出先機関においてそれぞれの官庁予算をもつて支出されるべきものというふうに考えております。それぞれの官庁には、それぞれ部内の管轄区域内の連絡事務等に要します経費として事務費等も計上されております。それによつて処理ができるものと考えております。會議を主宰をいたします府県におきましては、會議の準備等に多少の費用が要するかと存じますけれども、この會議は本来行政が円滑にいくことを目的として開くものでございませうから、會場の準備だけでそれ以上のことは必要がないと思ひますので、その経費といへば多額なものではないというふう

に考えております。

○秋山委員 非常に簡単に御答弁いただきましたけれども、そう簡単に済むものじゃないと思ひます。旅館のあつせんからあるいはまたお茶をいばい飲んで何ぶんかのお金がかつてくるのである。そして、それだけでなくいま地方自治体はお金の面では非常に窮乏を告げておりますし、それだけではなかつて、各種の面で地方行政が非常にやましくなつております。先般来いろいろ議論になりましたように、自治省自体といつしてしましても、市町村や府県に向かつて予算の面においていろいろ指示や指導がなされておると聞いておりますが、そういうさなかにおいて、自治省で何の予算的裏づけ、手当てをしないので、こういう法案だけ先に通せばいいのだということでは、後日どれほどの予算を必要とするかという見通しもな

くて出されるということでは、何か物足りないような気持ちがあるわけですが、もう少し親心を持つて、これにはどういう方法で財源措置はやつていくのだというくらいのお示しがあつては

なければならぬと思ひます。経費がたかさんかからめんどろを見るのだ、少ない金だから自己支弁しろということでは、何か国で先に進んで法律をつくつておきながら、その手だてをしないというところについては、私は申しわけがない

に要します経費はそれぞれの国の機関が支弁することになるわけでございます。したがつて、會場を担当します府県において、會場使用料あるいは茶菓料といった程度の経費は要らうかと思ひますけれども、その金額になりますと、これは少ないと申し上げると、あるいは国民の税金であるから、幾らであつても少ないとはいへないじゃないかというおしかりもあらうかと思ひますけれども、そう大きな金額にはならないと考えております。ただそれが運営の結果相当額にのぼるという

ような実績等が出ますならば、これについては十分な財政措置も考へてまいらなければならぬだらうと思ひますが、私どもの予想ではそう大きな金額にはならないというふうに考えております。

○秋山委員 こまかいことで恐縮ですが、もしおこたを信頼するならば、そういう場合には自治省のほうで何ぶんかの予算措置をしてくれる、こういうことと理解してよろしいですね。

○松島政府委員 私どもの現在の予想では、會場を担当します府県、これは會場をあつちこち回すということを考えておりませうので、どこか一つの県で主宰県を担当してもらつて、こういうふう

に考へまして、年間大体五十万、せいぜい五十万前後ではなからうかというふうに考へております。したがつて、この金について補助金というふうなことはたまたまのところ考へておりませうけれども、これがその団体にとつて財政負担になるということでありませうならば、交付税の配分等の際にもまた部内で検討いたしまして、考へてまいらなければならぬ、こういうふうな考へて

おります。

○秋山委員 いま聞いてまいりますと、当番県には五十万くらいは出してもらうのだ、この予算裏づけは他の方法で考へるということですが、これはごもつともなことを思ひます。経費がたかさんかからめんどろを見るのだ、少ない金だから自己支弁しろということでは、何か国で先に進んで法律をつくつておきながら、その手だてをしないというところについては、私は申しわけがない

に要します経費はそれぞれの国の機関が支弁することになるわけでございます。したがつて、會場を担当します府県において、會場使用料あるいは茶菓料といった程度の経費は要らうかと思ひますけれども、その金額になりますと、これは少ないと申し上げると、あるいは国民の税金であるから、幾らであつても少ないとはいへないじゃないかというおしかりもあらうかと思ひますけれども、そう大きな金額にはならないと考えております。ただそれが運営の結果相当額にのぼるという

ことだろうと思ひます。そういうことが各種積み重ねられて、地方自治体の財政圧迫ということになつてくると思ひますので、いま御答弁のありましたように、ささいのこととはいへども、これらについての予算の手だては十分にお考えをいただきたいと思ひます。

続いて、これが完備してまいりますと、俗にいう弱小県とでも申しましょうか、こういった府県がどの程度救済される見込みでありましょうか。こういうことがおわかりでしたらばお知らせをいただきたいと思ひます。

○松島政府委員 先ほどもお尋ねがございましたが、こういった会議をつくつて、一体どれほどの効果があるのか、またいま先生のお尋ねのございました弱小県は、これによってどれだけよくなるのかという問題でございますが、これは、この会議を開いたからといって、直ちに即効的の非常に大きな効果があらはれていくことを期待することは、困難であらうかと私は正直に思ひます。いろいろ問題がございます。特に最近、地域開発といふようなことが非常にやかましくいわれておりますけれども、そういうものが先進県と申しますか、どうしても経済力の豊かな県に集中しがちでございます。むしろ今日の問題は、弱小県にそういった地域開発を促進し、仕事を進めていくことにより大きな重点が置かれなければならないわけでございます。こういう会議がつくられて、そこで広域にわたつてそういう問題が議論されることによって、そういう県も漸次向上に向かつていくものというふうに期待をいたしていただくでございます。

○秋山委員 御答弁はごもっともだと思ひますが、いまいろいろ指を折つて数えてみますと、新産都市の問題でありますとか、産炭地の救済の問題でありますとか、いろいろ取り上げられて声だけは非常に大きいのですが、これがなかなか実を結ばうとはいひません。これはなぜかといふと、やはりその道をたぐつてまいりますと、最後

には大きなお金の問題にぶつつかつてくると思ひます。したがつて、一つの法案をつくる場合におきましては、そうしたことを十分考慮に入れて、当面は多額の予算が取れないといひましたとしても、将来はできるだけ予算獲得に力を注いでいくのだといふことがなければ、せっかくいろいろな法律ができてしましても、実を結んでいくことが少ない、こういうことが考えられると思ひます。したがつて、そういうことに十分留意をせられて、予算の獲得問題にも重点を置いてやつていただくことができれば、地方の住民はそれによつてかなり潤いがわいてくるのではないかと、こういう心持ちもいたしますので、そういう面につきましての一段の御努力、御検討をお願い申し上げたいと存じます。

それからもう一つそれに加えまして、御答弁が限られていゝという面もありませんが、先ほどの御答弁の中で、地域住民の福祉に大きく寄与できるのではないかと、いう予測がなされているといふ御答弁でありましたが、実質的にはこれもやつてみなければわからないといわれるかも知れませんけれども、やはりこれらの面に向かつてできる限り地域住民の福祉、利益のために、皆さん方にお力添えをしていただかなければならぬことだろうと思ひます。

それからこういうことを話合つてまいりますと、私どもが直接考えなければならぬ問題が残つてまいと思ひます。それは府県のある方と、いゝ問題だと思ひます。現在の府県の仕事を見てまいりますと、戦前戦後を通じてどれほどの変わりがあつたのか、これははかり知るべきものがないと思ひます。たとえば戦前は、いまの御答弁にもありましたが、完全に全国の出先機関とおしやいました。しかしながら、今日では自治法の面ではきつりと違つてまいと思ひます。しかしながら、行なつていゝ仕事を見てまいりますと、少しも変わつておらぬやうなふうに見受けられます。したがつて、あなた方のお考えからして、現在の府県の置かれていゝ立場といふもの

が、完全自治体と言ひ得ることができるかどうか、こういうことも大きな問題の一つだろうと思ひます。これらについて、皆さん方は現状においでどういふふうにごらんになつていゝか。いわゆる旧憲法の時代と今日の憲法のもとに置かれていゝ時代の自治体の違い、府県の違い、こうしたものについてお知らせ願ひたいと思ひます。

○松島政府委員 戦前の府県と今日の府県とは、もとより憲法に基づいて根本的に変わつてきていゝわけでございます。この点は申し上げるまでもないことでございますが、具体的な仕事の内容におきまして、非常に大きな相違が今日あるのではないかと私は考へております。たとえば教育の問題をとりまして、戦前は小学校だけが義務制でございましたが、戦後はさらに三年間の延長がなされて、しかもその同じ教育のやり方につきましても、たとえば教職員の定数の標準に関する法律といふやうな法律ができて、学校の先生を一つの学級につき何人置かなければならぬかといふやうな点にまで行き届いた――それが十分であるかといふ点については、なお御批判はあらうかと思ひますけれども、少なくともそういう方向に向かつて行き届いた教育をしようという方向に進んできております。また高等学校にいたしまして、戦前は実業学校といわれるものでも含めまして、義務教育からの進学者がたしか三〇%前後であつたやうと存じますが、今日におきましては七〇%をこえるといふやうな進学者になつてまいと思ひます。そういうやうなことで、今日の府県あるいは市町村といふものがいかに教育といふ問題について大きな力を注いでいゝかといふこともいゝえるのではないかと、かように考へております。その他社会福祉行政の面におきまして、戦前に比べてましては格段の相違があるといふふうにお考へております。ただ、そういったものは別にいたしまして、実際の自治権とかさういふ面からいゝて、今日の府県といふものはどういふ状態にあるかといふ問題につきましては、遺憾ながらまだ十分であるとはいへないと思ひます。

○秋山委員 いまの御答弁で、教育の面や福祉の面でいろいろ御説明があらはれましたけれども、これも府県なら府県、市町村なら市町村が、完全にみづからの力でみづからの教育方針を立てていゝわけにはまいらぬと思ひます。これは私がこゝでる申し上げるまでもないほどに、国の統制下に強く置かれていゝと思ひます。もう一つは、それだけではないとして、いま御答弁の中にありましたことばは、主として時代がそうさしていつたのであつて、これが府県の実力で、あるいは自力でそこまでするといふふうには受け取りがたい点もあらうかと思ひます。いま後段に言われた面は、確かにそのとおりだろうと思ひます。そういうことになつてまいりますと、仕事の面において、何か昔とさう変わりがなない。ただ文字の上で、法律の文章の中でさういふふうにいゝわれていゝだけであつて、どれほどの相違があるかといふことになる、なかなか一般の人にもわかりませ

し、私たちにわかったようにいてわからない面がたふさんあるかと思ひます。そういうことについてもう少し具体的問題をとり上げて、これがどういふふうに変つてゐるではないか、たとえば個有事務と委任事務があるでしようけれども、この部面においてどれほどの差異が出てきてゐるのか、この点につきまして御答弁いただきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 個有事務と委任事務の關係についてのお尋ねでございますが、まず戦前の府県と戦後の府県との間におきまして、事務の種類について一番大きな違いは、御承知のように地方自治法第二条の第二項に書いてございまして、いわゆる行政事務というものが都道府県の事務に追加されたこととございまして、行政事務は、戦前におきましては、このような権力的な事務は地方公共団体の事務にはない、国だけが持つべきもので、こういう考へ方であつたわけでございまして、日本国憲法の精神をくみまして、地方自治法においてはそういう行政事務も都道府県がやれるということにいたし、そして現在その規定に基づきましていわゆる行政事務条例をつくりまして、取り締まりあるいは監督的な作用というものを都道府県が独自に相当されるようになっておるといふ点が一つの大きな違いでございまして。

次に、都道府県の自治権を強化してまいりましたために、いわゆる委任事務というものをできるだけ都道府県の自治事務にかえていくということが必要であるわけでございまして、地方行政調査委員会の勧告におきましては、そういうような方向でできるだけ都道府県の自治事務にかえていくようにという勧告がなされたのでございまして、しかしこの勧告の実施はその後実現をそれほど見ておらないのでございまして、一昨年の地方制度調査会の行政事務再配分に関する答申におきまして重ねてその点を強調されておりました、および府県において実施をしておる事務は、府県の自治事務として府県が責任を持ってやるといふようなことにすべきである、したがひまして、機関

委任事務というふうな考へ方あるいはまた代理事務というふうな考へ方、こういうふうなものは抹消すべきだというふうな考へ方を打ち出しておられるわけでございまして。私も府県をほんとうに完全自治体といたしますためには、事務の上におきましてもそのような改革をすることが必要であるというふうな考へておるわけでございまして。

○秋山委員 私はわからない点があるから聞いておるのであつて、説明を聞いたなりなどしてありますと、もっともらしく聞こえる点もあります。なるほど考へてみれば、昔は監督権などが強くありましたが、これは今の面でおどしをかけられたりなんかにしてあります。そういうことになって、指導ということばには変わつておりました、何か裏の關係で押えられてゐる、こういうことがまま行なわれておりました。それだけではなくして、人事の面を見てみても、どの府県でも間違ひなく言えることは、上層部の多くの人たちが本省からだんだん押しつけられてくる。ことばは悪いかも知れませんが、本省の言いなりにならなければならぬ、本省的な事業が行なえない、こういうことのようにも思われます。また自治省關係を見てまいりましても、たいていの府県で、総務部長なんかにありますと、あるいはまた税務關係なんかにありますと、かなり自治省から、派遣ではないでしようけれども、押しつけ人事が行なわれてゐる。こういうところを見てまいりますと、少しも変わつてはおりないじゃないかということになりがちであります。多少ずつでも変わつてゐるといへば変わつてゐるでしよう。しかし変わつてゐないのだといへば変わつてゐないと思ひます。それでいて完全自治体と言ひ得るかどうか、こういうことも考へないわけにはまいりません。そういうことにしてもう少し何かはつきりと読み取れるような、府県の個有事務ははつきりとこういうもの、こういうものがある、市町村の場合とはどれほど

違つてゐる、こういうことがお示しをただければ幸ひだと思つてございまして。

○佐久間政府委員 最初に御指摘になりました点でございますが、なるほど制度上は、府県の事務にございおるものにつきましても、事実上中央官庁がいろいろな形で干渉を加えておるのではないかと、御指摘でございますが、その点は私もいろいろな形でそうした事実上の關係があるといふことは承知をいたしております、それはなくするよう努力をいたしていかなければならないと考へておるわけでございまして。ただ、まあそれらの問題の中には、今日府県と申しましても、旧藩時代のように、全く独立して、他の府県あるいは中央政府と關係なしに仕事をやつていくということができない状況にありますが、これは先生の御承知のとおりでございまして、府県の自治権の侵害にわたらない範圍におきまして、中央政府が全国的な立場に立つて、ある程度のコントロールをしていくということは、これはもとよりあつてしかるべきものだと思うのでございまして。ただそのことに名をかりまして、ことさらに中央各省が地方団体に対する関与、干渉を強めていくとする傾向もありまことにございまして、御指摘のとおりでございまして、私もいたしましては、各省が立案をいたします法律案につきましては、一々相談を受けておられますが、その際にはそのような見地から、できるだけ地方公共団体に対する必要な関与をさせないよう意見を申し上げておるわけでございまして。

○秋山委員 おことばの上ではもっともらしく聞こえるのですが、終戦直後の府県のあり方、今日の府県のあり方、こうしたものを考へてみましても、何かおことばと正反對のような氣持ちもしてまいります。當時は中央からの天下り人事は排撃をしろというところが、私が住まつております神奈川県などでもそういう事例がたふさんあります。いま御答弁の中にもありましたが、財政の面を考へましても、国税と地方税との關係からして、四〇%にもならない地方税の中から、国から

示された、たとえば住宅の問題にしましても、学校の建設の問題にいたしましても、その他各種の施設を見ましても、その乏しい財源の中からのやおうなしに府県が負担をさせられてゐる。この面があまりにも多過ぎるじゃありませんか。そういうことを一面で知りながら、御答弁の中ではりっぱな理論正しいような御説明をなさる。こういうことでございまして、ますます府県は困つていかなければなりません。人事の面においても同じようなことがいわれると思ひます。そういうことをまずなくすることが第一の条件でなければならぬと思ひます。何かいままでの皆さんの御答弁を聞いておきますと、府県が何かもやもやしておつて、中途はんばなもののようにも聞こえてなりました。

したがつて、そういうことを基調にしてこの法案を見てまいりますと、私が一番おそれることは、大正年間じゃなかつたかと思ひますけれども、昔は郡政というものがあつたのであります。ところが、いまのことばでいへば広域行政と申しましうか、そうしたことの上的にとつて郡政は廃止をされました。こういうものが完全に確立されてまいることによつて、おそれる府県もそうした運命に置かれやしないか、これが私が一番懸念しなければならぬことであります。そのために、もつと府県が完全自治体として独立性が尊重されるようになって、そういう上に立つてから、いま門司委員からいろいろな議論がなされましたように、しかも法律の面におきましても、地方の府県を中心にいひゆるインシアチブと申しましうか、そうした指導権を持つて、逆に國のほうが一歩後退をしていくのならば、まだまださういふ懸念もなくなるかも知れませんが、現状の中においてこういう法案を出されるということはおそろしくねえ、ほんとうの願ひはさういふところにあるのではないか、こういう心持ちはしてまいります。そういう誤解を解くには、一体皆さん方がどういふ御答弁をなさつていただくことによつて、私たちのそうした心持が一掃でき

るか、こういうことについて詳しく御説明をいただきたいと思ひます。

○佐久間府委員 おことはではございますが、私どもとしては、現在の状況のもとにおきましては、地方行政連絡会議のような連絡協議の機関をブロックにつくり出すことが、かえって都道府県の自治に対する中央各省の圧迫と申しますか、そういうことに対する対策になるというふうに考えておるわけでございます。たびたび本委員会におきましても御指摘のございましたように、中央の各省が、府県は能力がないからということで国のブロック単位の出先機関の権限を拡充をする、あるいは府県から権限を中央に取り上げるといふような傾向が出てまいっておるわけでございしますが、それは一つには、ブロック単位におきまして、関係府県と国の出先機関の長とが連絡協議をする場を持たないことが、その原因になっておるといふふうに考えられますので、私どもはこの会議によりまして、できるだけ現地におきまして、関係都道府県が中心になって、そういう広域にわたる行政を解決をしていく、そうして中央政府の府県に対する統制と申しますか、中央集権化の傾向を排除してまいろうというふうな気持ちを持っておるわけでございまして、こういうものをつくるのが先生の御心配になるようなことに對するかえって対策になるもの、かように考えているわけでございます。

○秋山委員 もう本会議の時間も迫っておりますので、このあたりでやめたいと思ひますが、おことは返すようでございますけれども、現状を見てまいりますと、何千という地方公共団体があつて、しかも行政の面は、直接国が行政を行なうという面は非常に少ないわけでありまして、にもかかわらず財政の面から考えましても、先ほどからお話のありましたように、かなり国と地方公共団体は税負担も違つておると思ひます。したがつて事務の再配分なんかよりも、まず必要なことは、そうした財政的の考え方を新しくして、逆に地方公共団体のほうに多くの財源を与えて、国

は企画あるいは計画、そうしたものに限つていたほうがいいのではないかと、こういうふうな心持もしてなりません。同時にまたかなり不便な面がたふさんあることは、御存じのとおりだと思ひますが、たとえば国税は国税としてどんどん取り上げていく、府県は府県の立場で税務事務所を持って、大ぜいの人を使つて府県税を取り上げていく、市町村も同じようなことが行なわれている。こういう不合理をなくすためにも、やはり国税庁と申しましうか、国の税務署なんかすでに廃止をしてしまつて、すべて税金なんか一本の形で、市町村をもつと信頼して、そういうところに集めさせて、そのうちの何%かを、必要があれば県なりあるいは国なりに出し合つていく、こういうことの方が私はむしろ進んだ考え方ではないかという気持ちもしております。そういうことも将来の問題としてお考えをいただき、より以上に地方自治権というものをもつと確立していくうちに、少なくとも自治省の方々は指導をしなければならぬ立場ではないかと思ひます。そういうことを基調にしてこうした法案が出されるならば、私もやや納得ができるのでありますけれども、現在のこの法案を見てまいりましたときには、なかなかそこまで踏み切るだけの勇氣が私にはわいてまいりません。

そうしたことを申し上げてきようの質問を終わりたいと思ひます。

○中馬委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十九分散会

昭和四十年二月二十四日印刷

昭和四十年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局